

別表2（市単独補助事業）

補助対象事業	事業内容及び採択基準	補助率	市街化調整区域内農地及び生産緑地を受益地とする場合の補助率	備考	
農道整備事業	農道の新設、改良又は舗装事業であって、幅員3～7m、上級道路に接続すること。	40/100 以内	70/100 以内		
水路等整備事業	農業用水路等の改良整備事業であり、次の事業を実施する場合。 1 用水対策事業 (1)用水路及び用排兼用水路改良工事 (2)井堰、樋門、ポンプ、ゲート、さく井、用水管などの取水施設改良工事 2 安全対策事業 (1)水路、ため池の防護柵、蓋、スクリーンの設置及び改良工事	用水対策事業	50/100 以内	75/100 以内	用水路改良
			50/100 以内	75/100 以内	取水施設の改良
			70/100 以内	85/100 以内	ゲートの自動化 (治水に必要と判断できる場合)
		安全対策事業	50/100 以内	75/100 以内	防護柵、蓋等の設置及び改良
ため池整備事業	ため池の改修整備であり、堤体、取水施設及び余水吐の改修工事を実施する場合。	40/100 以内	70/100 以内	取水施設の改修 (樋門及び樋管などの改修)	
		50/100 以内	75/100 以内	堤塘及び余水吐の改修	
ため池環境対策事業	1 水質障害対策工事 (採択基準) 水質が次の基準を2項目にわたって超えるもの。 ①水素イオン濃度 (P H) 6.0以下又は7.5以上 ②化学的酸素要求量 (COD) 6 mg/l以上 ③無機浮遊物質 (S S) 100 mg/l以上 ④溶存酸素 (D O) 5 mg/l以下 ⑤全窒素濃度 (T-N) 1 mg/l以上 1. 水源転換事業 2. 水源水質改善のための施設事業 3. 用排水分離による水路事業	75/100 以内	87.5/100 以内		
	2 ヘドロの改良固化 現位置での固化を基本とする。 (堤体・地山部補強のための盛土への流用、また、親水コミュニティ活動支援事業のための公共用地造成は可とする)	50/100 以内	75/100 以内		
農業用施設の管理にかかる事業	1. 水路等浚渫 2. 樹木伐開 3. 浮遊物撤去 4. 工事関連委託業務、農業用施設の管理にかかるソフト事業	50/100 以内	75/100 以内	通常の維持管理にかかるものは除く	
<p>【特記事項】</p> <p>1 各補助対象事業は、国庫補助事業及び府単独補助事業に該当しない場合に適用する。</p> <p>2 各補助対象事業は、受益地が農振農用地の場合は、補助率を90/100以内とする。</p> <p>3 各事業の施工に必要な用地等は、地元にて提供するものとする。</p>					